

## II. 船員保險

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

評価の視点

- 「船員保険データヘルス計画」を着実に実施しているか。
- 加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化を推進するため、レセプトデータ等の収集、分析体制の整備、強化等の取組を総合的に推進しているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 28年度においては、船員保険の健康課題であるメタボリックシンドローム保有率及び喫煙率の減少を目標としている「船員保険データヘルス計画」の実施2年目の取組を着実に実施した。
- メタボリックシンドローム保有率を減少させる取組みとして、27年度に実施した「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、船員の独特の勤務形態や生活実態を考慮して、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウや船内でもできる体操を紹介する冊子「ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)」を作成し、全被保険者及び船舶所有者へ配付した。また、船員保険のホームページで船員に向けた健康情報「注目！知っておきたい健康情報」を約半年間にわたって連載するなど、加入者の健康意識の向上を図るとともに、加入者の健康づくりを支援した。
- レセプトデータ等の分析体制の強化等について、医療費分析等に関して知見を有する外部機関を活用し、レセプト・健診等データの突合分析、データ分析によって確認される健康課題の整理、課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案等について、外部機関との検討会を設ける等、分析体制の強化を図り、健康課題の解決に向けて取り組んだ。
- このように、28年度は特にメタボリックシンドローム保有率を減少させるため、アンケート結果等による加入者等のご意見を踏まえ、様々な取組みを積極的に実施したことから、自己評価は「A」とする。

## 1. 保険運営の企画・実施

### (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

#### 【事業計画の達成状況】

##### <データヘルス計画の実施> (事業報告書 P19~P20)

- 加入者におけるメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととした「船員保険データヘルス計画」の実施2年目に当たる28年度は、外部機関等を活用し加入者の健診結果データ・レセプトデータ等の分析体制の強化を図ること、また、メタボリックシンドロームリスク保有率を減少させる取組みを中心に実施した。
- 事業の実施にあたっては、PDCAサイクルに則って、毎月、定期的にデータヘルス計画の各種取組み状況の進捗管理を行うとともに、27年度に行った「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート調査」などの実施結果を踏まえて、28年度の取組内容を見直すなど、効果的な事業展開を図った。

##### <メタボリックシンドローム保有率の減少を目標とした取組み> (事業報告書 P38~P40)

- 27年度に実施した「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート調査」の結果では、船員の健康の保持・増進を図る上での課題に関して、船舶所有者では「運動不足」「食生活」「喫煙」が、被保険者では「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」ことが上位を占めており、船員保険に期待する健康づくりの支援策として「パンフレットや教材等の提供」を希望される方が最も多くなっていた。
- これらのアンケート結果を踏まえ、船員の独特の勤務形態や生活実態を考慮して、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウや船内でもできる体操を紹介する冊子「ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)」を作成し、全被保険者及び船舶所有者へ配付した。また、船員保険のホームページにおいて、船員に向けた健康情報「注目！知っておきたい健康情報」を約半年間にわたって連載するとともに、関係団体の皆様にご協力いただいて機関誌等に「船員のための健康情報」を掲載していただくなど、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に着目した健康情報の広報を実施し、加入者の健康づくりを支援した。

##### <レセプトデータ等の収集、分析体制の整備> (事業報告書 P38)

- 28年度は、健康課題の解決に向けての取組みを推進するため、①健診結果・レセプトデータ等の突合分析、データ分析、②当該分析によって確認される健康課題の整理、③課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案などについて、知見を有する外部機関を活用した分析体制の強化を図った。
- その中で、GIS(地理情報システム)を活用した分析等を行ったところであり、巡回健診のニーズの高い地域に優先的に健診車を配置するなど、当該分析結果を加入者の利便性の向上等に反映していくこととしている。

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

【ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)】

● 船員のための健康づくり冊子 ●

## 発刊のお知らせ

このたび、全国健康保険協会船員保険部では、船員のメタボリスク保有率の減少を目的として、『ヘルスコンパス 船員のためのやさしい健康づくり』を発刊いたしました。

船員の独特の勤務形態や生活実態を踏まえ、船内で実践できる健康づくりのノウハウが詰まった冊子となっています。ぜひご覧いただきまして、貴社における健康づくりの啓発にお役立てください。

仕様: A5判、100ページ、オールカラー印刷、挿絵DVD付き

全国健康保険協会船員保険部のホームページでも、本誌の一部と、船員向けの「健康体操」の動画を順次公開します。



内容充実の100ページ!

船員のための健康のキホン

船員のための絶品健康レシピ & 健康体操

船員に知ってほしい病気の知識

健康的な生活習慣のポイントや実践方法を、マンガやイラストなどでわかりやすく解説!

船内での調理に役立つ「絶品健康レシピ」と、船員のために考案した「健康体操」を紹介!

「メタボ」「肝機能障害」「COPD」「肺中症」など、船員が気をつけたい病気について掲載!

2016年8月

【注目! 知っておきたい健康情報】ホームページ掲載内容】

| 船員のための健康のキホン       |   |
|--------------------|---|
| 【食事編】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食事は“バランスよく”“適切な量を”食べましょう</li> <li>● 消費カロリー &gt; 摂取カロリー (船員さんは肥満が多いので注意!)</li> <li>● 理想は1口30回噛む(「早食いをしている船員さんが多い!」)</li> <li>● 野菜は残さず食べる(乗船中は野菜不足になりがち…)</li> <li>● 塩分はなるべく減らす(船員さんは濃い味が好きな傾向あり!)</li> <li>● 肉は控えめ、魚はたっぷり(船員さんは「中性脂肪」に注意!)</li> <li>● 船のタイプ別! 食生活のポイント</li> </ul>   |
| 【運動編】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的な運動で、健康でけがをしにくい体に</li> <li>● 有酸素運動に取り組もう(肥満予防のために実践したい!)</li> <li>● ウォーキングを毎日の習慣に(寄港地で、船内で、休憩中に…)</li> <li>● 筋肉を鍛える(仕事で使う筋肉以外にもトレーニング)</li> <li>● あと10分多く体を動かす(船内でも積極的に実践を!)</li> <li>● 船のタイプ別! 運動のポイント</li> </ul>  |
| 【休養編】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 肉体疲労はこまめに解消する(体を使う仕事だから、日頃からケアしたい)</li> <li>● 「いつもと違う自分」に気づいて、対処(船という環境だからこそケアが大切)</li> <li>● 「上質な睡眠」でしっかり休養(船事故の10%は「居眠り」が原因!)</li> </ul>   |
| 【たばこ、お酒、歯のケア編】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 禁煙補助剤を使えば、自力の禁煙より成功率アップ!</li> <li>● お酒の適量はビールだと500mlまで(船員さんは飲みすぎの傾向あり!)</li> <li>● 「虫歯」と「歯周病」を予防する(定期的な治療が難しい人ほど、予防が大事)</li> </ul>   |
| 船員のための健康レシピ & 健康体操 |   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 絶品健康レシピ(これが船内でもできる“バランス”のとれた食事)</li> <li>● 背反らし・背伸ばし体操(1か月で効果抜群!)</li> <li>● カンタン3分体操(これで筋力・持久力アップ!)</li> </ul>  |
| 船員に知ってほしい病気の知識     |   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● メタボリックシンドローム(船員さんは“メタボ”に該当する人が多い!)</li> <li>● 生活習慣病は重症化が怖い!(高血圧、高血糖、脂質異常症)</li> <li>● 肝機能障害(船員さんには脂肪肝が多いので、早めの改善を!)</li> <li>● 胃の疾患(実は胃の不調に悩む船員さんが多い!)</li> <li>● COPD(船員さんは喫煙率が高いので、要注意!)</li> <li>● 実は身近な病気!「がん」にご用心</li> <li>● 筋骨格系の疾患 腰痛、ひざ痛、肩の痛み(体を使う仕事だから注意したい!)</li> <li>● 暑い中での業務に注意したい熱中症、乗船前も乗船中も注意したい感染症</li> </ul> |

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

構成員ご意見

- データヘルス計画2年目として、メタボリックシンドローム保有率や喫煙率の減少、ヘルスコンパス作成など船員の特性に合わせた保健事業の実施について評価する。
- レセプトデータ・健診結果データの収集・分析も前年度を上回る取組であり評価する。
- 3年目のデータヘルス計画の取組の推進も引き続きしっかりと行ってほしい。
- 健康診査データやレセプトデータ等の分析に基づいて被保険者の健康課題を整理し、それに対応した保健事業を行っていることは高く評価できる。
- 27年度、28年度にわたり「船員保険データヘルス計画」は着実に成果を上げている。
- アンケート結果に基づき作製配布した冊子「ヘルスコンパス」は大変効果が期待できる施策である。
- 独特な環境下での業務という健康増進とは相反するものがあり、事業計画の達成はいろいろな障害もあるが、今後もすべての項目で目標値が達成出来ることを望む。

最終評価

A'

- データヘルス計画2年目として、健診結果データやレセプトデータ等の分析に基づいて被保険者の健康課題を整理するとともに、メタボリックシンドロームリスク保有率や喫煙率の減少、アンケート結果に基づくヘルスコンパス作成など船員の特性に合わせて保健事業を実施したことを評価する。
- 引き続き、データヘルス計画3年目の取組を確実に実施されたい。

1. 保険運営の企画・実施  
(2) 情報提供・広報の充実

評価の視点

- 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施しているか。
- 機関誌等による情報提供(広報)を定期的かつ効率的、効果的に実施しているか。
- メールマガジンを活用した積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、加入者等のご意見等を積極的に収集しているか。
- 効果的かつ効率的な広報を実施するため、アンケート等による効果検証を実施しているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 利用者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を実施するために、ホームページやメールマガジン、保険料納入告知書に同封する船員保険に関するチラシ、船員保険部から送付する封筒の裏面を活用した広報、関係団体の機関誌等、被保険者の特性に対応した、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動を実施した。
- 関係団体の機関誌等による情報提供(広報)のため、28年度は、新たに船員災害防止協会を加えた8つの関係団体の機関誌等に70件掲載していただいた。(27年度の掲載件数は65件)
- メールマガジンについて、28年9月に約1年2か月ぶりに配信を再開し、会員数は、495人(29年3月末現在)となった。28年度は、9月から3月までの間に8回の配信を行った。
- 効果的かつ効率的な広報を実施するため、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウや船内でもできる体操を紹介する冊子「ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)」及び「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」をお送りした際にアンケートはがきを同封し、加入者及び船舶所有者からの広報内容に関する評価やご意見等の把握に努めた。
- このように、28年度は船員の特性に対応し、紙媒体を中心に、きめ細やかにかつ積極的な広報を実施したことにより、自己評価は「A」とする。



1. 保険運営の企画・実施  
(2) 情報提供・広報の充実

【事業計画の達成状況】

＜積極的かつ計画的な情報提供＞（事業報告書 P20）

- 利用者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を実施するために、ホームページやメールマガジン、保険料納入告知書に同封する船員保険に関するチラシ、船員保険部から送付する封筒の裏面を活用した広報、関係団体の機関紙等、被保険者の特性に対応した、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動を実施した。

＜幅広い広報媒体の利用＞（事業報告書 P20～P24）

- ホームページの利用状況について、28年度の総アクセス件数は、992,086件（月平均で約83,000件）となっている。定期的に健康づくりに関する情報を掲載するとともに、保養事業等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者に役立つ情報をタイムリーに提供した。
- 紙媒体による広報では、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含めて、幅広く広報を実施するために、船員保険の制度内容を簡潔に説明したリーフレット（「船員保険通信」、「船員保険のしおり」、「船員保険のご案内」）や健康情報冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」の作成、配布、更には日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から送付する保険料納入告知書に毎月、船員保険に関するチラシを同封する取組みを開始し、定期的に情報提供を行った。（航海中はインターネットを利用できないことも多く、アンケートでも紙媒体の利用が多いという結果が出ている。）
- メールマガジン会員数は、495人（29年3月末現在）となっており、28年度においては、9月から3月までの間に8回の配信を行った。メールマガジンは、27年6月に発生した協会の職員端末の外部との不審な通信への対応に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、27年6月以降その配信を一時休止していたが、28年9月に約1年2か月ぶりに配信を再開した。

＜関係団体への周知＞（事業報告書 P25）

- 関係団体の機関誌等による情報提供（広報）のため、28年度は、新たに船員災害防止協会を加えた8つの関係団体の機関誌等に70件掲載していただいた。（27年度の掲載件数は65件）

＜アンケート等による効果検証＞（事業報告書 P25）

- 効果的かつ効率的な広報を実施するため、健康情報冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」及び「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」をお送りした際にアンケートはがきを同封し、加入者及び船舶所有者からの広報内容に関する評価やご意見等の把握に努めた。  
これらのアンケート結果を踏まえ、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化していくこととする。

## 1. 保険運営の企画・実施 (2) 情報提供・広報の充実

〈船員保険通信〉

船員保険通信 2017年10月号の表紙。タイトルは「船員保険通信」で、サブタイトルは「2017年度の振り返り 2018年度の展望」。表紙には、船員保険のロゴと、家族のイラストが描かれています。また、2017年度の振り返りや、2018年度の展望に関する記事の目次も掲載されています。

〈船員保険のしおり〉

船員保険のしおり。船員保険の生な給付、船員保険の保障内容、船員保険の加入方法、船員保険の保険料などについて詳しく説明しています。また、船員保険の生な給付の具体的な内容や、船員保険の保障内容の概要も掲載されています。

〈船員保険のご案内〉

船員保険のご案内。船員保険の生な給付、船員保険の保障内容、船員保険の加入方法、船員保険の保険料などについて詳しく説明しています。また、船員保険の生な給付の具体的な内容や、船員保険の保障内容の概要も掲載されています。



1. 保険運営の企画・実施  
(2) 情報提供・広報の充実

構成員ご意見

- アンケートに基づき、被保険者の生活習慣病予防するため、ヘルスコンパスを作成・被保険者全員への配布したことについて評価する。
- 船員保険の加入者の属性にもよるが、ソーシャルネットワークサービス(SNS)が普及してきた中、メールマガジンやホームページだけでない新たなメディア活用の検討を開始してはどうか。
- 被保険者5万人いる中で、メールマガジン会員数が495人は少ないのではないか。
- 様々な取組についての情報提供や広報が充実している。
- HPやメルマガでの情報発信も積極的に行われているというが、HPへのアクセス件数は減少とのことで内容の充実と刷新が必要であるのではないか。
- 船員保険通信・船員保険のしおり・船員保険の案内などの情報提供ツールも充実していて、本体に比較し船員保険という限られた範囲での広報は充実してきているが、喫煙率が高いことへの対策、さらにはジェネリック医薬品の使用率の向上に向け周知徹底が図られることを期待する。

最終評価

**B**

- 被保険者の生活習慣病を予防するため、アンケートに基づきヘルスコンパスを作成し、被保険者全員へ配布したことを認める。
- 今後は、喫煙率が高いことへの対策の強化やジェネリック医薬品の使用率の向上に向けた更なる広報の充実に努められたい。
- なお、被保険者数5万人に対して、メールマガジン会員数は495人と少なく、また、ホームページへのアクセス件数が減少していることから、内容の充実等について検討されたい。

1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

評価の視点

- 更なるジェネリック医薬品の使用促進に向け、被保険者だけでなく被扶養者に対しても広報を強化し、「ジェネリック医薬品希望シール」の配付やジェネリック医薬品軽減額通知サービスを実施しているか。

【目標指標】

・ジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース):65.1%

自己評価

S

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 28年度においては、ホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行ったほか、被保険者に比べて使用割合が低い被扶養者に向けた広報を強化するため、被扶養者全体の過去の調剤レセプトデータの分析を行い、被扶養者が多く服用している先発医薬品とジェネリック医薬品の差額をまとめたリーフレットを制作するなど、ジェネリック医薬品に関するさらなる周知に努めた。
- ジェネリック医薬品希望シールは、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約80,000枚配付した。また、ジェネリック医薬品軽減額通知サービスは通知条件の見直しを行い、前年度に比べて送付対象者数を約1.3倍に増やして24,568名に通知を実施した結果、約1.2倍の約1億2800万円の財政効果(単純推計)を得た。
- 上記のような取組みを通じて、ジェネリック医薬品の使用割合(新指標・数量ベース)は、29年3月時点では、72.1%に達しており、この間、協会けんぽ及び医療保険全体の平均を上回る水準で推移してきている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(27年6月閣議決定)の中で、「29年央に70%以上にするとともに、30年度から32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする」という目標が示されたが、船員保険のジェネリック医薬品使用割合は28年9月以降70%を超えており、29年央に70%以上とする国の目標を上回っている。
- このように、28年度は計画を大幅に上回る成果をあげたことから、自己評価は「S」とする。

1. 保険運営の企画・実施

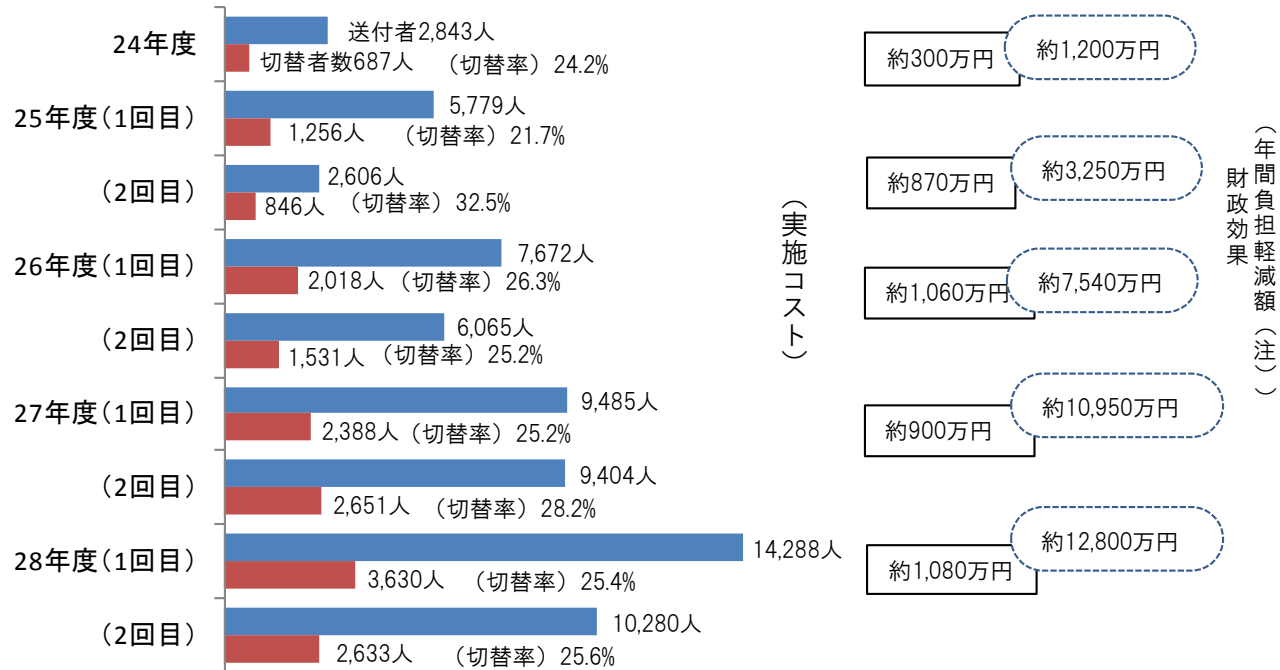
(3)ジェネリック医薬品の使用促進

【事業計画の達成状況】

＜ジェネリック医薬品軽減額通知サービス＞（事業報告書 P25～P26）

- 28年度においては、全体の通知件数を増やすために、通知対象レセプトの拡大(4か月分→6か月分)を行い、1回目通知は28年8月に14,288通を送付し、2回目通知は29年2月に10,280通を送付した。通知者のうち6,263人がジェネリック医薬品に切り替えていただき、これによる医療費の軽減効果は、1ヶ月あたり約1,067万円、単純に1年間に推計すると年間約1億2800万円の財政効果となった。
- 被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養者全体の過去の調剤レセプトデータの分析を行い、生活習慣病や慢性疾患の治療薬として服用されている主な先発医薬品を切り替えた場合の自己負担差額をまとめたリーフレットを被扶養者に制作し、ジェネリック医薬品に関するさらなる周知に努めた。

【ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



【通知条件】 24年度 年齢25歳以上、医科・調剤レセプトともに軽減効果額300円以上  
 25年度～26年度 年齢25歳以上、医科レセプト300円以上、調剤レセプト100円以上  
 27年度～28年度 年齢20歳以上、医科レセプト300円以上、調剤レセプト100円以上

(注) 月額軽減額に12を乗じて得られる単純推計

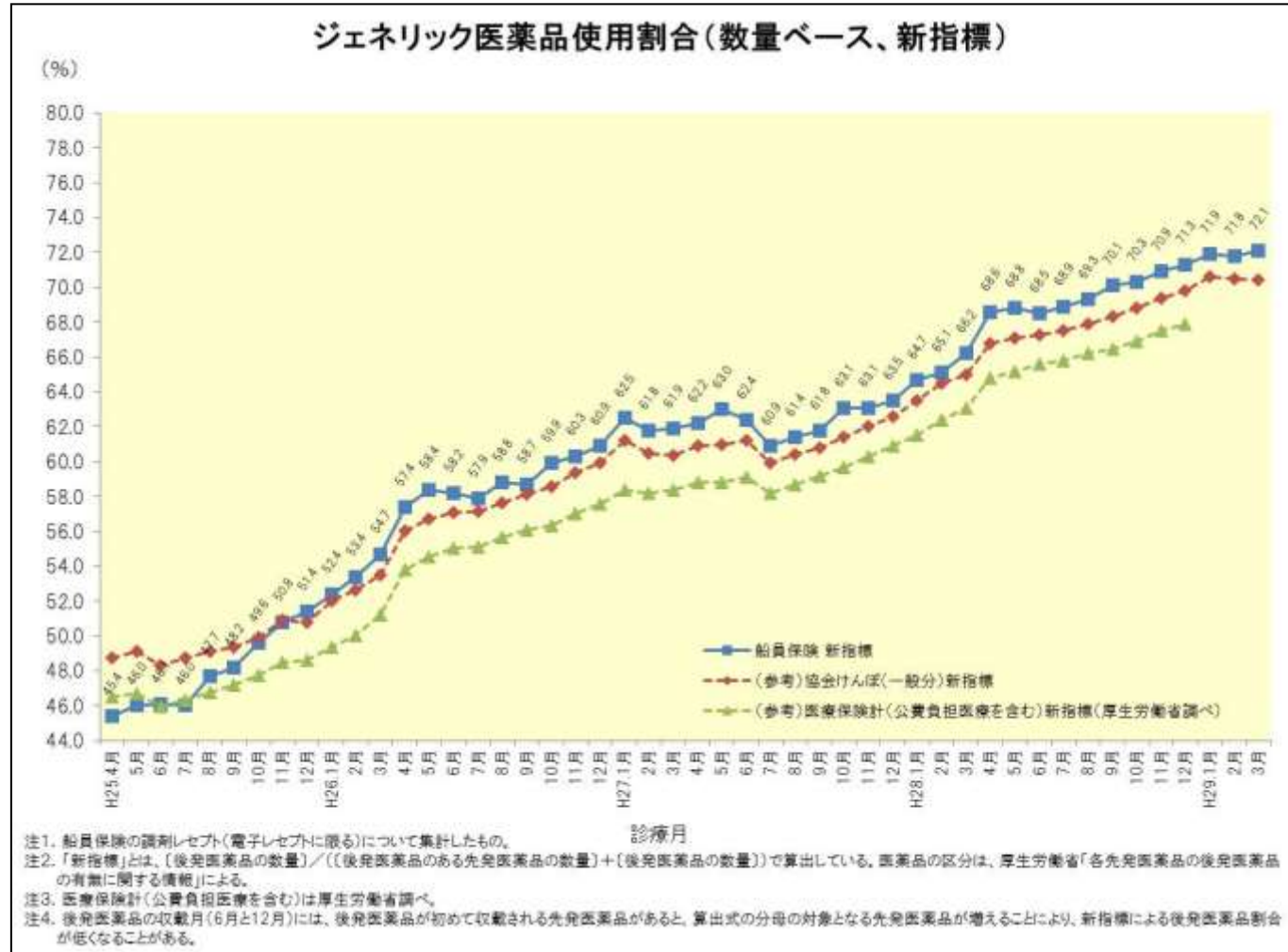
1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

<ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布> (事業報告書 P26)

○ ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約80,000枚を配布するなどの取組みを進めた。

また、船員保険の活動内容を広く発信する取組みの一環として、地方自治体が開催するイベントに参加した際、健康づくりに関する冊子と併せて、「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行った。



1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

構成員ご意見

- ジェネリック医薬品について軽減額通知や希望シールの配布を通じて、使用率が72.1%になっており、目標指標を達成したことを高く評価する。
- ジェネリック医薬品の使用促進によって大きな財政効果をあげたことは高く評価できる。
- ジェネリック医薬品の使用率は他の保険者よりも高く、とても高く評価する。
- 一層の広報と情報提供が望まれる。情報提供に関わるコストに比較し、軽減効果は金額ベースでも10倍程度あることから、さらにジェネリック医薬品の使用促進を促していくべきである。
- ジェネリック医薬品に切り替えることでの財政効果は高い。切替を促す際に、受診の仕方や健診実施率など、様々な情報を併せて提供してはどうか。

最終評価

A

- ジェネリック医薬品について軽減額通知や希望シールの配布等を通じて、使用率が72.1%と促進され、大きな財政効果をあげたことを評価する。
- 引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。また、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付する際、保険証の適正な使用方法や健診実施率など、様々な情報を併せて提供することについて検討されたい。



1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

評価の視点

- 医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組を強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組を総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。
- 準備金については安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況を定期的に船員保険協議会において報告しているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 別項目でお示している通り、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の推進など医療費適正化の取組みや、被扶養者資格の再確認などを通じ、適正な支出に努めた。また、29年度の保険料率を決定するに当たっては、29年度の収支見込みや中長期的な収支見通しのほか、医療費の予期せぬ増大リスク等も勘案しつつ、保険料率を28年度と同率とし安定的な財政運営に努めた。
- 準備金の運用については、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、保有している国債に評価益が出ており、引き続き満期保有した場合に得られる利息等の合計額よりも約1.5億円の収益増が見込まれたことから、保有している国債をすべて売却のうえ金銭信託を解約した。また、売却したことによる実現益等は28年7月の船員保険協議会にて、22年度から28年度の運用結果は29年7月の船員保険協議会にて、それぞれ報告した。
- このように、28年度は高額新薬などの医療費急増リスク等を常に注視しつつ、安定的な財政運営を行ったことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P12～P18)

- 28年11月の船員保険協議会で、直近の財政状況及び中期的収支見通しとあわせて、将来の財政状況を大きく左右する被保険者数等の動向を注視する必要性や、27年度の加入者1人当たり医療給付費が大きく増加する要因となった高額新薬などの医療費急増リスクがあること等を明確にお示し、その方向性についてご議論いただいた上で、29年度の保険料率は28年度と同率を維持することが29年1月の船員保険協議会で了承された。
- 28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により国債の利回りがマイナスになり、早期の回復が期待できない中、利回りが低下したことにより保有している国債に評価益が出ており、引き続き満期保有した場合に得られる利息等の合計額よりも約1.5億円の収益増が見込まれたことから、保有している国債をすべて売却のうえ金銭信託を解約した。売却したことにより得られた実現益は約2.6億円であったことを28年7月の船員保険協議会で報告するとともに、22年度から28年度の運用結果は29年7月の船員保険協議会で報告した。

1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

構成員ご意見

- 保健事業の推進やジェネリック使用促進など医療費適正化により、現状の保険料率を維持していることを評価する。
- 保健事業や医療費適正化による安定的な財政運営に努めてほしい。
- 準備金の管理・運用については国債の売却等により安定的な財政運営に努めていることが認められる。財政運営が次第に厳しくなることが予想されているが、事業主への周知などその対応に向けた早期の取組が求められる。
- 船員保険の中期的収支見通しでは、平成31年度以降で単年度収支差が年々小さくなっているが、就労人口の減少や高齢化により財政の厳しさが増すと思われることから早急な対策が必要である。
- 災害保険福祉部門も厳しい数字が現出すると予測されていることから、早急な対策が必要である。

最終評価

A'

- 保健事業の推進やジェネリック使用促進など医療費適正化により、現状の保険料率を維持していることを評価する。
- 引き続き、船員保険の中期的収支見通しも踏まえ、保健事業や医療費適正化による安定的な財政運営に努められたい。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (1) サービス向上のための取組

#### 評価の視点

- 職務外給付については、サービススタンダード(10営業日以内)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成率を目標に着実に実施しているか。
- 意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査でのご意見等について、改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図っているか。
- 申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすくなるよう改善に努めるとともに、手続きの簡素化を図っているか。

#### 【目標指標】

- ・サービススタンダードの達成率:100%                      ・職務外給付の受付から振込までの日数:10営業日以内(サービススタンダード)
- ・資格情報取得から保険証の送付までの平均日数:3営業日以内

#### 【検証指標】

- ・申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度    ・お客様からの苦情・意見の件数とその内容

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

#### 自己評価

A

#### 【評価のポイント】

- サービススタンダードについて、傷病手当金等の職務外給付の申請書の審査・支払の進捗状況の管理を徹底することにより、年度を通じて達成率100%を維持した。
- 保険証の交付について、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて船員保険システムに資格情報の入力処理を行う必要があるなかで、平均交付日数は、2.00日と目標である3営業日以内を達成した。(疾病任意継続被保険者については1.95日。)
- お客様満足度調査結果については、「事務処理に要した期間に対する満足度」、「手続き方法に対する満足度」、「職員の応接態度に対する満足度」及び「サービス全体の満足度」のすべての項目において27年度より満足度が上昇した。
- お客様満足度調査の回答結果及びお客様の声等により「申請書の記載方法がわかりにくい」との意見を踏まえ、船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善策を策定のうえ、加入者が記載方法で迷うことがないよう、文言を追加するなどの見直しを行った。
- 職務上上乘せ給付である休業手当金の再勧奨業務においては、厚生労働省から情報提供を受けることにより添付書類を省略可能とし、手続きの簡素化を図った。
- このように、28年度は業務の着実な実施及び加入者からの意見等を踏まえたサービスの向上に努めたことから自己評価は「A」とする。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (1) サービス向上のための取組

#### 【事業計画の達成状況】

##### 〈サービススタンダード達成への取組み〉(事業報告書 P31)

- サービススタンダードの達成率(10営業日以内に振込むことができた割合)は、年度を通じて100%を達成、維持した。また、平均所要日数は5.75日であった。
- 保険証の発行に要する日数の平均は2.00日(27年度は2.00日)であり、目標指標である3営業日以内を達成した。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても1.95日(27年度は1.95日)であり、目標指標である3営業日以内を達成した。

##### 〈お客様満足度調査の実施〉(事業報告書 P31～P32)

- 加入者のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際に、アンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施した。

#### 【実施期間、送付数及び回収数】

28年8月～29年3月、送付数5,004名、回収数791名

| 指 標               | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 対27年度比 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事務処理に要した期間に対する満足度 | 43.8% | 75.1% | 79.0% | 80.0% | 85.0% | 5.0P増  |
| 手続き方法に対する満足度      | 39.8% | 85.7% | 85.9% | 88.4% | 92.3% | 3.9P増  |
| 職員の応接態度に対する満足度    | 54.8% | 91.9% | 92.4% | 95.5% | 95.8% | 0.3P増  |
| サービス全体としての満足度     | 47.5% | 81.3% | 83.5% | 82.8% | 88.6% | 5.8P増  |

- お客様満足度調査の回答結果及びお客様の声を踏まえ、サービス向上委員会において改善策を策定のうえ、以下の取組みを行った。
  - ・ 「保険証が届くのが遅い」とのご意見を受け、疾病任意継続被保険者の場合には退職手続きが終わった後でないことと保険証の発行ができないことから、退職手続きの早期届出について、必要に応じて船舶所有者に依頼した。また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請を行った。  
 なお、疾病任意継続被保険者の申出をいただいた際、退職手続きが終わっていないため、保険証の発行をすぐに行うことができないお客様については、その旨を記載した申請書の受付通知をお送りすることで、手続き状況を丁寧にお伝えする取組みを行った。
  - ・ 「申請書の記載方法がわかりにくい」とのご意見を受け、各申請書について、加入者が記載方法で迷うこと等がないよう、文言を追加するなどの見直しを行った。また、ホームページに、お客様からの問い合わせの多い事例等を掲載した。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組

〈電話等による苦情・意見等〉

・苦情: 2件(27年度4件)

例: 療養補償証明書の使用方法が分かりにくいとの苦情。

・ご意見、ご提案: 5件(27年度: 13件)

例: 生活習慣病予防健診の費用負担について分かりやすく広報等して欲しいとのご意見。

・お礼、お褒めの言葉: 4件(26年度: 4件)

例: 保険証の発行が迅速であったことに関するお礼。

構成員ご意見

- サービススタンダードの達成率100%、お客様満足度はいずれも一貫して向上し、高い水準を維持したことを評価する。また、サービス向上委員会において、加入者の声を反映したさらなる改善に取り組んだことを評価する。
- お客様満足度調査によると、満足度が右肩上がりで向上しており、今年度は前年度に比べて更に上昇している。
- サービス向上に向けて積極的に取り組んでいること、またそれに対する被保険者等の満足度も高まっていることを評価する。
- サービススタンダードが守られており、非常に良く取り組まれている。
- サービススタンダードの達成率100%という数値は評価する。保険証交付の交付日数の短期化も含め顧客満足度の向上、手続きの簡素化など評価すべき点は多々ある。
- 今後も一層の充実に努めてほしい。

最終評価

A'

- サービス向上に向けて積極的に取り組んでいること、また、それに対する被保険者等の満足度も高まっていることを評価する。
- 今後もサービスの一層の充実に努められたい。



2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) 高額療養費制度の周知

評価の視点

- 限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなどを引き続き周知し、更なる利用促進に取り組んでいるか。
- 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 限度額適用認定証利用促進のチラシを作成し、被保険者に対して送付する「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」に同封した他、関係団体の機関誌等への掲載、高額療養費の支給決定通知書の送付時にも同封し、現物給付化による窓口負担の軽減を周知し利用促進を図った。
- 高額療養費が未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書をお送りする方式(ターンアラウンド方式)により支給申請の勧奨を行い、高額療養費の申請漏れの防止を図った。
- 27年度に比べ加入者が減少しているなかで、限度額適用認定証の発行枚数がほぼ同数であり、周知の効果により利用促進が図られたことから自己評価は「A」とする。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (2) 高額療養費制度の周知

#### 【事業計画の達成状況】(事業報告書 P33)

- 限度額適用認定証利用促進のチラシを作成し、継続して周知を図ったことにより加入者が減少しているなか、27年度と同等数の発行枚数を維持することができた。
- 高額療養費未申請者勧奨は、勧奨対象件数が増加したが滞ることなく送付することができた。

限度額適用認定証

|       | 交付枚数   |
|-------|--------|
| 27年度  | 4,096枚 |
| 28年度  | 4,093枚 |
| 対前年度比 | ▲3枚    |

高額療養費未申請者勧奨件数

|      | 件数    | 月数                    |
|------|-------|-----------------------|
| 27年度 | 1,835 | 12か月分(26年4月～27年3月診療分) |
| 28年度 | 2,266 | 12か月分(27年4月～28年3月診療分) |

**限度額適用認定証をご利用ください！**

限度額適用認定証とは 医療機関でのお支払いが自己負担限度額までで済みます

入数が必要があるため  
医療費の支払いが  
心配だ・・・

➔

医療費が低減され、  
窓口での支払い額が  
軽減されます！

窓口でのお支払い額が軽減されます！

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合には、ご申請により自己負担限度額を超えた額(高額療養費)が払い戻されますが、窓口での医療費の支払いは大きな負担になります。

そこで、70歳未満の方が入院や外来で診療を受ける場合に、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口に表示すると、入院時等の1ヶ月1日から月末までの窓口でのお支払いが自己負担限度額に引き下げられ、窓口での支払い額が軽減されます。

なお、70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と併せて表示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

※1 保険料標準額(入居・来居時)、保険期間等それぞれ自己負担額を計算します。

※2 自己負担限度額は、ホームページをご覧ください。同月に入院や外来で複数回診がある場合などは、高額療養費の申請が別途必要になります。

実際にどれくらい窓口負担になるの？

標準療養費(100万円)を分けて、窓口負担分(お支払の目安)

限度額適用認定証を利用する場合

自己負担額 87,430円を支払

80,100円  
(標準療養費1,000,000円 - 267,000円) × 1%

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

限度額適用認定証を利用しない場合

自己負担額 300,000円を支払

標準療養費 1,000,000円 × 3割

高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、212,570円が払い戻されます。(なお、払い戻しまで3~4か月かかります。)

窓口での支払額(自己負担限度額)はどれくらいになるの？

| 被保険者の所得区分別 自己負担限度額(70歳未満の方)                    | 自己負担率                              | 多額該当     |
|--|------------------------------------|----------|
| 区分ア<br>(標準療養費100万円以上の方)                        | 282,600円 + (超過療養費 - 842,000円) × 1% | 148,200円 |
| 区分イ<br>(標準療養費100万円 - 50万円の方)                   | 167,400円 + (超過療養費 - 558,000円) × 1% | 93,000円  |
| 区分ウ<br>(標準療養費100万円 - 50万円の方)                   | 80,100円 + (超過療養費 - 287,000円) × 1%  | 44,400円  |
| 区分エ<br>(標準療養費100万円以下の方)                        | 80,100円                            | 44,400円  |
| 区分オ(被保険者) <sup>※1</sup><br>(標準療養費100万円以下の被保険者) | 80,100円                            | 34,800円  |

※1 地区療養とは保険適用される診療費等の総額(10割)です。

※2 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合は、市区町村長が承認前提であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※3 【多額該当とは】療養を受けた月以前の1年間に、同一世帯で3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用した場合も含む)場合は、4ヶ月目から「多額該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。

限度額適用認定証の発行までの流れ(70歳未満の方は申請の手続きはありません)

○ 入居等が決まったら、船員保険のホームページ等に定める「船員保険限度額適用認定申請書」にお必要事項を記入して、全国健康保険協会船員保険部へ郵送にて申請してください。

○ 申請の届いた後、審査を受けられる方の受取通知を郵送させていただきます。

申請完了

○ 申請書に記入いただいた資料を、船員保険限度額適用認定書へ郵送いたします。

申請完了

○ 申請するとともに保険証と併せて船員保険限度額認定書をお送りすると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

● 被保険者が居る者(「区分ア」に該当する者)に該当する場合は、「船員保険限度額適用認定申請書」では申請できません。「船員保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご申請ください。

● 限度額適用認定書の有効期間は、申請書を受け付けの日から属する月の1日(資格を取得した月の場合は、資格取得日)から属する1年度の標準額となります。申請書受付日より前の月の限度額適用認定書の交付はできません。日程に余裕を持ってご申請ください。

詳しくは、船員保険のホームページをご覧ください。船員保険部へお問い合わせください。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) 高額療養費制度の周知

構成員ご意見

- 加入者への周知を図る観点から、未申請者に対する勧奨通知を昨年度より増やしていることを評価する。
- 限度額適用認定証の利用促進および高額療養費の申請促進は、被保険者の立場に立った施策であり、これを推進する取組を多とする。
- 高額療養費の未申請者勧奨件数が増加していることは評価できるが、それによる効果はどの程度あったのか説明が求められる。
- チラシ配布なども充実し、勧奨件数も20%以上増加させるなどの努力が評価できる。

最終評価

A'

- 前年度に引き続き加入者への周知を行い、限度額適用認定証の利用促進を図ったことで、限度額適用認定証の発行枚数が前年度とほぼ同数となったことや、高額療養費の申請勧奨件数を前年度より20%以上も増加させるなど、申請漏れの防止を行ったことを評価する。
- 引き続き、限度額適用認定証の利用促進や高額療養費の申請勧奨を実施し、現物給付化による窓口負担の軽減を図るとともに、今後は、高額療養費の申請勧奨をした効果についての分析も行われたい。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(3) 制度改正の周知

評価の視点

- 平成28年4月に改正された傷病手当金、出産手当金及び入院時食事療養費の改正内容について、加入者や船舶所有者等に対して、ホームページや関係団体の広報誌等を通じて、周知を図っているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 平成28年4月に改正された傷病手当金、出産手当金及び入院時食事療養費の改正内容について、ホームページへの改正内容の掲載及び改正内容周知用チラシを作成し、日本年金機構の協力をいただき船舶所有者に送付した他、関係団体の広報誌へも掲載し、周知を図った。
- なお、申請書記載例への改正内容記載、また、傷病手当金を継続して受給されている方に対しては、支給決定通知を送付する際に案内を同封し改正内容を周知した。
- 以上のとおり、きめ細かい広報等を行ったことにより、問い合わせ等が増えることなくスムーズに周知が図られたことから、自己評価「A」とする。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (3) 制度改正の周知

#### 【事業計画の達成状況】(事業報告書 P33)

- 改正内容チラシ作成やホームページへの改正内容の掲載等を図り、広範囲に渡る周知をしたことにより改正直後の問い合わせも少なく、支給決定等についても滞りなく実施することができた。



### 構成員ご意見

- 制度改正に関する問い合わせ等が増えなかったことは、加入者に混乱がなかったことが推察できる。引き続き、必要に応じて丁寧に周知活動を行ってほしい。
- 情報伝達について、周知の方法を大きく変革したときは別として、円滑に周知されていることが標準値であると考える。
- 傷病手当金等の制度改正について多様な方法で周知を図っていることが認められる。
- さらにサービスの向上を願いたい。

### 最終評価

**B**

- 傷病手当金や出産手当金及び入院時食事療養費の制度改正について多様な方法で周知を行ったことで、加入者に混乱がなく、また、支給決定等が滞りなく実施できたことを認める。
- 今後も更なるサービス向上に努められたい。



2. 船員保険給付等の円滑な実施

(4)職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

評価の視点

- 未申請者に対し、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図っているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 未申請者に対して、職務上上乗せ給付は1,052件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金は439件、経過的特別支給金は45件の申請勧奨を実施した。  
また、28年度より職務上上乗せ給付である休業手当金については、添付書類の入手が困難等の理由で、一次申請勧奨後も未申請となっていたものが650件程あったことから、厚生労働省から情報提供を受けることにより添付書類を省略可能としたうえで再勧奨を実施した。
- 職務上の上乗せ給付及び特別支給金について、関係団体の機関誌及びメールマガジンにおいて制度の案内を掲載し、周知を図った。
- 定期的に申請勧奨を行い、未申請者へは再勧奨を実施した他、制度の周知を図り着実な支給に努めたことから自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(4) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P33～P34)

- 厚生労働省より提供を受けた労災保険の給付データより、未申請者への申請勧奨を漏れなく実施し、またチラシ等により制度の周知を図り着実な支給を行った。

職務上上乗せ給付(法定給付)申請勧奨件数

(単位:件)

|      | 休業手当金 | 障害年金 | 遺族年金 | 障害手当金 | 遺族一時金 |
|------|-------|------|------|-------|-------|
| 27年度 | 653   | 1    | 2    | 133   | 5     |
| 28年度 | 936   | 3    | 3    | 105   | 5     |

特別支給金(福祉事業)申請勧奨件数

(単位:件)

|      | 休業特別支給金 | 障害特別支給金 | 遺族特別支給金 | 経過的特別支給金<br>(障害) | 経過的特別支給金<br>(遺族) |
|------|---------|---------|---------|------------------|------------------|
| 27年度 | 408     | 33      | 10      | 48               | 10               |
| 28年度 | 402     | 33      | 4       | 41               | 4                |

# 全国健康保険協会業績評価シート(船員保険)

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (4) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

#### 職務上上乗せ給付(法定給付)支給実績

(単位: 件、千円)

|      | 休業手当金 |         | 障害年金 |       | 遺族年金 |        | 障害手当金 |        | 遺族一時金 |       |
|------|-------|---------|------|-------|------|--------|-------|--------|-------|-------|
|      | 件数    | 金額      | 受給権者 | 金額    | 受給権者 | 金額     | 件数    | 金額     | 件数    | 金額    |
| 27年度 | 1,134 | 188,299 | 4    | 7,679 | 13   | 16,760 | 140   | 65,796 | 11    | 7,792 |
| 28年度 | 1,133 | 180,158 | 10   | 9,294 | 13   | 14,610 | 98    | 46,506 | 4     | 3,240 |

#### 特別支給金(福祉事業)支給実績

(単位: 件、千円)

|      | 休業特別支給金 |         | 障害特別支給金 |        | 遺族特別支給金 |        | 経過的特別支給金<br>(障害) |        | 経過的特別支給金<br>(遺族) |        |
|------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|------------------|--------|------------------|--------|
|      | 件数      | 金額      | 件数      | 金額     | 件数      | 金額     | 件数               | 金額     | 件数               | 金額     |
| 27年度 | 571     | 100,457 | 75      | 26,613 | 175     | 20,415 | 48               | 17,514 | 11               | 32,192 |
| 28年度 | 508     | 88,985  | 79      | 23,207 | 200     | 17,503 | 39               | 21,930 | 2                | 2,521  |

| 概要       |   |
|----------|---|
| 職務上上乗せ給付 | 19年の法改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金、障害年金及び遺族年金等が該当します。   |
| 特別支給金    | 労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など(休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金)、また、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないなど(経過的特別支給金)、一定の要件に該当する場合に支給するものです。 |

(注) 職務上上乗せ給付及び特別支給金は、労災保険から給付を受けていること等が支給要件となっていること、また、当該支給額については、船員保険の標準報酬月額の他、労災保険の給付基礎日額などの情報に基づき算出する仕組みであることから、労災保険の給付データが必要となります。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (4)職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

#### 全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

労災保険の給付を受けられている船員またはご家族の方は、**船員保険から「上乗せ給付」を受けられる場合があります。**

申請がお済みでない方は、お早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

◆船員保険では、労災保険の給付を受けられている船員またはご家族の方に対し、次の「上乗せ給付」を行っております。

| 労災保険から受けられている給付の種類                    | 船員保険から受けられる上乗せ給付 | 給付される場合                                    |
|---------------------------------------|------------------|--|
| 休業補償給付、休業給付                           | 休業手当金            | 職務上の事由や通勤による病気やけがが仕事を休み、給付を受けられないとき(注1)    |
|                                       | 休業特別支給金          | 労災保険から受けている休業(補償)給付の「給付基礎日額」が一定の水準を下回るときなど |
| 障害補償年金、障害年金、障害補償一時金、障害一時金、傷病補償年金、傷病年金 | 障害年金<br>障害手当金    | 職務上の事由や通勤による(傷病で障害が残ったとき(注2)               |
|                                       | 障害特別支給金          | 労災保険から受けている障害(補償)年金などの「給付基礎日額」が一定の水準を下回るとき |
|                                       | 経過的特別支給金         | 災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないとき(注3)       |
| 遺族補償年金、遺族年金、遺族補償一時金、遺族一時金             | 遺族年金<br>遺族一時金    | 職務上の事由や通勤により死亡し、遺族がいるとき(注2)                |
|                                       | 遺族特別支給金          | 労災保険から受けている遺族(補償)年金などの「給付基礎日額」が一定の水準を下回るとき |
|                                       | 経過的特別支給金         | 災害発生前1年間において特別給与(賞与等)が支給されていないとき(注3)       |

(注1) 休業3日目までは船員保険からの給付のみとなります。(労災保険からの給付はありません)

(注2) 船員保険の障害年金または遺族年金については、労災保険の「最高限度額」が船員保険の「標準報酬日額」以上である場合は支給されません。

(注3) 平成22年1月1日から平成29年3月31日までの間に支給事由が発生した労災保険の給付を受ける場合に支給されます。また、労災保険から受けている障害(補償)年金などの「給付基礎日額」が一定の水準を上回る場合は支給されません。

申請手続き、その他ご不明な点については、当協会船員保険部のホームページをご覧ください。下記のお問い合わせ先までご連絡ください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話：0570-300-800、03-6862-3060 (IP電話・PHSの方)

受付時間：8時30分から17時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(4)職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

構成員ご意見

- 上乗せ給付について、未申請者に対する申請勧奨などにより、支給漏れがないよう迅速に取り組んでいることを評価する。
- 未申請者に対する申請勧奨は、被保険者の立場に立った施策であり、再勧奨の実施など、これを推進する取組を多とする。
- 一次申請勧奨後の未申請者に対して添付書類を省略可能にして再勧奨を行うなど丁寧な対応策を講じていることを高く評価する。
- 労災保険との関わりで手続きが面倒であると聞いているが、被保険者の立場に立って事務手続きの短縮化に努めてほしい。

最終評価

**B**

- 上乗せ給付について、未申請者に対する申請勧奨などにより、支給漏れがないよう迅速に取り組んでいること、また、一次申請勧奨後の未申請者に対して添付書類を省略可能にして再勧奨を行うなど丁寧な対応策を講じていることを認める。
- 今後も引き続き、被保険者の立場に立って事務手続きの円滑化に努められたい。



2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) 保険給付等の業務の適正な実施

評価の視点

- 保険給付等を正確かつ迅速に支払うとともに、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る等の取組を行っているか。
- 下船後の療養補償について、加入者や船舶所有者等に対し適切な申請がされるよう周知を図っているか。
- 柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施するなど適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応しているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 傷病手当金等の現金給付の審査に当たっては、申請内容に疑義が生じた際に、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めた。また、適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会を実施した。その結果、適正な届出であることが確認できたことから、船舶所有者への立入調査を必要とする案件はなかった。
- 下船後の療養補償について、療養補償の対象となる範囲内での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費のお知らせ」をお送りする際に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」を依頼する際に、適正な受診に関するチラシを同封するとともに、「船員保険通信」への記載及び関係団体の機関誌等への掲載、更には、療養補償証明書による受診が多い医療機関(58機関)へチラシを送付するなどの広報を実施した。また、医療機関等から、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関へ照会及び提出の督促等を行い、下船後の療養補償の適正利用に努めた。
- 柔道整復施術療養費について、多部位・頻回受診等の申請に関して、対象の加入者に文書による照会を実施した。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを同封するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシを掲載し適正受診について周知を行った。28年度の総支給額、件数、1件当たりの支給金額は、約151百万円(27年度152百万円)、件数36,349件(27年度36,406件)、1件当たりの支給金額4,171円(27年度4,162円)であり、1件当たりの支給金額が9円下回ることができた。なお、不適正な疑いのある案件については関係支部と情報共有し対応するほか、厚生局へ情報提供を行った。
- 傷病手当金の審査にあたっては必要な範囲で本人、船舶所有者、医師、審査医師に照会する他、日本年金機構と連携し適正に決定を行った。下船後の療養補償については、被保険者、船舶所有者の他に医療機関への制度周知にも努めた。柔道整復施術療養費については文書照会等により適正受診を促進するとともに、疑義のある申請に対しては厳格に対応し、1件あたりの支給金額は前年度を9円下回ることができた。以上のことから自己評価は「A」とする。

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (5) 保険給付等の業務の適正な実施

#### 【事業計画の達成状況】(事業報告書 P34~P36)

- 傷病手当金等の現金給付の審査に当たっては、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めた。また、適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会を実施した。その結果、適正な届出であることが確認できたことから、船舶所有者への立入調査を必要とする案件はなかった。
- 下船後の療養補償について、新たに療養補償証明書による受診が多い医療機関(58機関)へチラシを送付するなどの広報の範囲を広げ、実施した。

～保険医療機関の皆様へ～

## 「下船後三月の療養補償」についてお知らせいたします。

**■「下船後三月の療養補償」とは？**

船員保険の被保険者の方は、乗船中(原則として船舶内)にはじめて発生した職務外の病気やけがで医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関及び全国健康保険協会船員保険部に提出することにより、下船日(療養を受けることができる状態になった日)から3か月目の日の属する月の末日までの間に限り、保険診療分の費用について自己負担なしで受診することができます。

診療の際、被保険者から「船員保険療養補償証明書」の提出がありましたら、「職務上の事由」に「下船後3月以内」または「下3」と記載してレセプトの請求をいただくことで、診療報酬の10割をお支払いいたします。

**ご承知おください**

**■ 次の場合は「下船後三月の療養補償」の対象外です！(職務外の取り扱いとなり、一部負担金が発生します)**

- ◆ 乗船前から医療機関で治療をしていた病気やけがを下船後に治療する場合(治療中の病気が原因で乗船中に発病した疾病も同様に対象外です)
- ◆ 乗船中に発生した病気やけがで、既に療養補償証明書を使用して受診し、「下船後三月満了年月日」を過ぎてしまった場合
- ◆ 自宅などの船舶外で発生した病気やけがの治療
- ◆ 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療など
- ◆ 歯科での治療(1年以上継続して乗船中に発症した場合を除きます)

※ 職務上の病気やけがの場合は、労災保険の給付の対象となり、船員保険の「下船後三月の療養補償」の取り扱いにはなりません。労災保険へのご請求手続きをお願いします。

全国健康保険協会 船員保険部  
船員保険  
http://www.kyokokai.or.jp/

## 「船員保険療養補償証明書」が提出されたら、内容のご確認をお願いします。

◆ 「部位及び症状」  
乗船中に発生した疾病について、具体的な部位をお願ひしています。※記入が無い場合は、記入された部位及び症状以外に他の診療については、下船後三月の療養補償の対象外となります。(一部負担金が発生します。)

◆ 「下船年月日」  
証明書の有効期限の起算となります。※記入が無い場合は、下船後三月の療養補償の対象外となります。(一部負担金が発生します。)

◆ 「下船後三月満了年月日」  
「下船年月日」から3か月後の前日の属する月の末日となります。(証明書の有効期限満了となります。)  
※下船後三月満了年月日を超過した後の診療については、下船後三月の療養補償の対象外となります。(一部負担金が発生します。)

◆ 「負傷原因記入欄」  
職務上の疾病、通勤災害の場合は、療養補償証明書は使用できません。労災保険へのご請求手続きをお願いします。

船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)

| 氏名    | 船名 | 支店 | 船種 | 乗船期間 | 乗船日数 | 乗船期間 | 乗船日数 |
|-------|----|----|----|------|------|------|------|
| 山田 太郎 | 船名 | 支店 | 船種 | 乗船期間 | 乗船日数 | 乗船期間 | 乗船日数 |
| 山田 太郎 | 船名 | 支店 | 船種 | 乗船期間 | 乗船日数 | 乗船期間 | 乗船日数 |

上記のとおり記載がないと証明します。

◆ (例) 下船年月日と、対応する下船後三月満了年月日について

| ①下船年月日     | ②3か月後の前当日(①の3か月後に相当する日)の船日 | ③下船後三月満了年月日(②の月の末日) |
|------------|----------------------------|---------------------|
| 平成28年8月1日  | 平成28年10月31日                | 平成28年10月31日         |
| 平成28年8月2日  | 平成28年11月1日                 | 平成28年11月30日         |
| 平成28年8月15日 | 平成28年11月14日                | 平成28年11月30日         |

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) 保険給付等の業務の適正な実施

- 柔道整復施術療養費について、多部位・頻回受診等の申請に関して、対象の加入者に文書による照会を実施した。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを同封するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシを掲載し適正受診について周知を行った。
- 28年度の総支給額、件数、1件当たりの支給金額は、約151百万円(27年度152百万円)、件数36,349件(27年度36,406件)、1件当たりの支給金額4,162円(27年度4,171円)であり、1件当たりの支給金額が9円下回ることができた。

|         | 件数     | 金額          | 1件当たりの支給金額 |
|---------|--------|-------------|------------|
| 27年度    | 36,406 | 151,862,180 | 4,171      |
| 28年度    | 36,349 | 151,295,270 | 4,162      |
| 前年度との差額 |        |             | ▲ 9        |

全国健康保険協会 船員保険部からのお知らせ

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

- ◇柔道整復師の施術を受ける場合、船員保険（保険証）を使って施術を受けられる場合と、受けられない場合があります。
- ◇柔道整復師への正しいかかり方をご理解いただき、適正な保険証の使用にご協力をお願いします。

| ○ 保険証が使えます  | × 保険証が使えません  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ）<br/>※急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷（ケガ）に限り、戻ります。</li> <li>・骨折、脱臼<br/>※骨片、脱臼についてはあらかじめ医師の同意が必要です。（療養手当の場合を除く）</li> </ul> <p>※交通事故の場合は、必ず船員保険部へご連絡ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活からくる疲労、肩こり、腰痛、体調不良</li> <li>・単なるマッサージ目的の利用</li> <li>・スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛</li> <li>・病氣（神経痛・肩の痛み・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・腫り</li> <li>・脳疾患の後遺症等の慢性病</li> <li>・症状の改善が見られない長期の病状</li> <li>・外科、整形外科で同時に同じ部位の治療を受けているとき</li> <li>・仕事や運動途上におきた負傷（労災保険となります）</li> </ul> |

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる際の注意点

- ①負傷原因を正確に柔道整復師にお伝えください。  
「いつ」「どこで」「どのように」負傷したのか、具体的にお伝えください。
- ②療養費支給申請書に記載されている内容を確認の上、ご自分で記入をしてください。  
※やむを得ず柔道整復師が代理記入した場合は、捺印してください。
- ③必ず領収書をお受け取りください。  
施術内容や金額を確認するためにも、領収書をお受け取りください。領収書は医療費控除の対象となりますので、大切に保管してください。
- ④施術が長引く場合は一度、医師の診察を受けてください。  
長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因（ケガではなく、病気によるもの）も考えられます。一度、医師の診断を受けてください。

◆ 適正な施術であるか確認させていただくため、負傷原因・施術内容等について「船員保険部」よりお尋ねすることがありますので、ご回答にご協力をお願いします。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) 保険給付等の業務の適正な実施

構成員ご意見

- 現金給付の適正な給付について、今後は、制度改正の影響で、不正が疑わしいかどうかの見極めも難しくなってくることから、引き続き審査の強化を続けてほしい。
- 下船後の療養補償の適正利用などの船員保険に特有な事項への対応を評価する。
- 保険給付等を正確かつ迅速に行うことに関して熱心に取り組んでいることが認められる。
- 柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、保険制度の本来のあり方を加入者に周知徹底することにより適正受診を徹底するとともに、不正請求のチェックを実施してほしい。
- 適正な保険給付への取組を評価する。下船後療養補償については受診が集中する医療機関があることは多少の懸念材料である。療養補償の適正化は公正な医療費配分の上から大切な部分であるので今後も医療機関等への問い合わせの強化などを図るべきである。
- 資料では、船員保険の場合「柔道整復師のかかり方」というポスター配布が行われているが、協会けんぽでも事業主向け・加入者向けに同様のポスターないしはチラシの配布が望まれる。

最終評価

**B**

- 下船後の療養補償の適正利用などの船員保険に特有な事項への対応や正確かつ迅速な保険給付への取組を認める。
- 柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、保険制度の本来のあり方を加入者に周知徹底することにより、適正な保険証の使用を徹底するとともに、不正請求を防止するため審査の強化を図りたい。



2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6)レセプト点検の効果的な推進

評価の視点

- 自動点検システムを活用した効果的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、査定事例の共有化等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。

【目標指標】

・加入者1人当たり診療内容等査定効果額:133円以上

【検証指標】

・加入者1人当たり資格点検効果額      ・加入者1人当たり外傷点検効果額

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価

A

【評価のポイント】

- 自動点検システムを活用する他、健康保険におけるレセプト点検のノウハウを船員保険にも活用することにより、事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、レセプト点検については、協会の東京支部において業務を行っている。また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図った。
- 年々、社会保険診療報酬支払基金における一次審査の強化が進むなか、内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、27年度と比べ3.0%増加し137円となった。
- このように、28年度は、加入者1人当たり診療内容等査定効果額の目標指標133円を上回る137円の実績を達成したことから、自己評価は「A」とする。



## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (6) レセプト点検の効果的な推進

#### 【事業計画の達成状況】(事業報告書 P36)

- 自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効率的なレセプト点検を実施するとともに研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見、査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、目標指標である加入者1人当たり診療内容等査定効果額133円以上の137円の査定効果額となった。

#### 【加入者1人当たり診療内容等査定効果額】

| 厚生労働省の<br>監査分を含む | 加入者1人当たり効果額 |        |
|------------------|-------------|--------|
| 内容点検             | 137円        | (133円) |

| 厚生労働省の<br>監査分を除く | 加入者1人当たり効果額 |       |
|------------------|-------------|-------|
| 内容点検             | 93円         | (85円) |

注) ( ) 内は、27年度の数値です。

※ 左表「137円(133円)」は、厚生労働省が保険医療機関等に対して行った監査・指導による査定効果額「44円(48円)」を含む額であり、右表「93円(85円)」は、当該査定効果額を除いた額です。

#### 【加入者1人当たりレセプト点検効果額】

|      | 加入者1人当たり効果額 |          |
|------|-------------|----------|
| 資格点検 | 2,548円      | (2,273円) |
| 外傷点検 | 228円        | (325円)   |
| 内容点検 | 345円        | (533円)   |

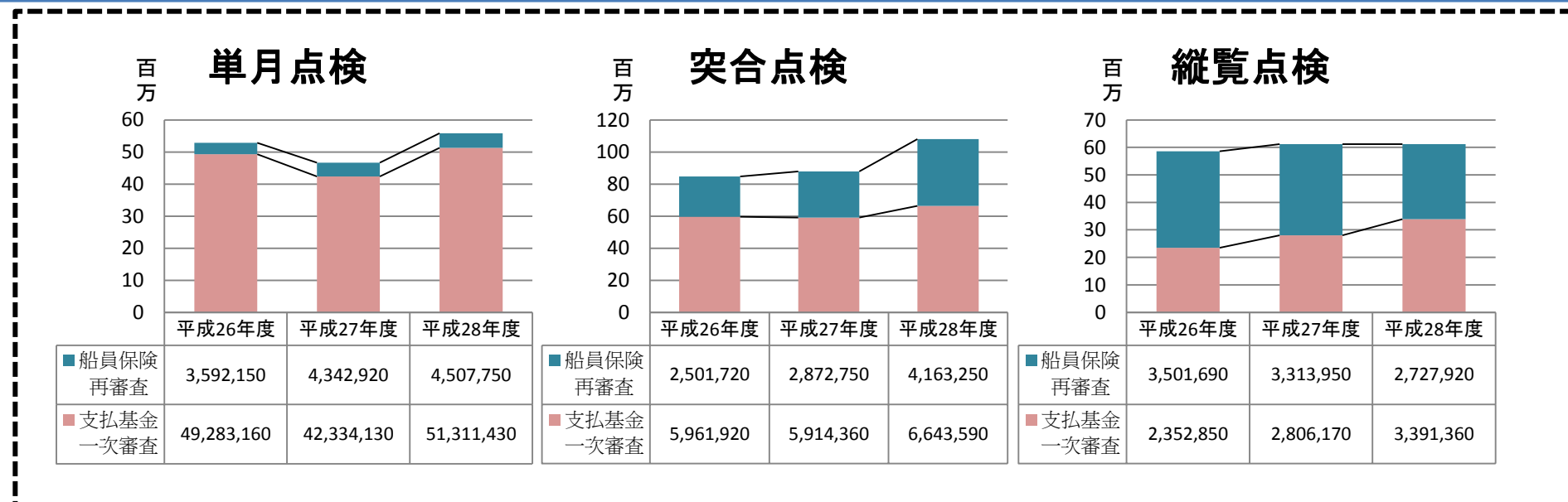
注) ( ) 内は、27年度の数値です。

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て社会保険診療報酬支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、社会保険診療報酬支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「レセプト点検効果額」は、社会保険診療報酬支払基金から医療機関へ返戻されて再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全てを計上できるものではありません。26年度から目標指数としては、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) レセプト点検の効果的な推進



構成員ご意見

- 目標指標を上回っており、また、各点検について前年度より審査件数が増えていることを認める。
- 点検技術の向上に努めていることの効果が認められる。
- 目標指標を上回っており、良く取り組まれている。
- レセプト点検の効果では協会けんぽ本体の査定効果額が143円と14.4%の増加に比べ、船員保険では137円と昨年比3%でありその査定効果が上昇しているものの、より効果額が伸びるよう方策を講ずるべきである。

最終評価

**B**

- 研修会の実施や査定事例の共有によるレセプト点検技術の向上により、加入者1人当たりの診療内容等査定効果額が目標指標を上回ったことを認める。
- 引き続き、査定効果額が伸びるよう点検技術の向上を図られたい。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(7) 被扶養者資格の再確認

評価の視点

- 被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行っているか。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価

A

【評価のポイント】

- 日本年金機構との連携のもと、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の再確認を着実に実施した。
- 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体に対し広報の協力を依頼したほか、協会ホームページに協力依頼の記事を掲載するなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行った。
- また、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合の資格喪失の届出が未提出(二重加入)となっていないかを重点的に確認した。
- このような取組みにより、船舶所有者からの被扶養者状況リストの提出率は、約94%と前年を上回り、約272人の被扶養者の資格喪失の届出が未提出であることが確認できた。
- これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への支援金等約1,598万円の適正化(削減)が図れた。
- このように、28年度は前年を上回る提出率であったことから、自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(7) 被扶養者資格の再確認

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P37)

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行い、船舶所有者からの被扶養者状況リストの提出率は、約94%と前年を上回り、約272人の被扶養者の資格喪失の届出を適正に処理したことにより、高齢者医療制度への支援金等約1,598万円の適正化(削減)が図れた。

構成員ご意見

- 被扶養者状況リストの提出率が昨年度実績を上回ったことを評価する。引き続き、着実な取組を進めてほしい。
- 地道な業務から適正な財政運営の効果をあげている。
- 船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の再確認に努めていることを評価する。
- 94%の数値が評価できるとせず、残り6%の解消に向け、更なる徹底調査をすべきである。

最終評価

A'

- 船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の再確認に努め、被扶養者状況リストの提出率が昨年度実績を上回ったことを評価する。
- 引き続き、被扶養者状況リストの提出率100%を目指して、徹底して調査を行われたい。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

評価の視点

- 債権の発生を抑制するため、資格喪失者からの保険証回収について、文書等による催告等を通じて回収を促進しているか。
- 発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 保険証の未返却者に対して文書での催告(28年度より3次催告を実施)を行ったほか、保険証の使い方についての広報を関係団体の機関誌等に掲載するなど、保険証の早期回収と誤使用防止に努めました。28年度の保険証回収率は96.3%で、前年度回収率95.0%に比べ1.3P上昇した。
- 新規発生した債権の回収について、催告スケジュールに基づき文書催告を確実にを行い早期回収に努めたほか、返納告知から6か月経過しても返納されない返納金債権のうち債権額が5万円以上のものについては、内容証明郵便催告を行った後(16件)、支払督促等の法的手段を実施し(5件)、回収強化に努めた。また、過年度債権及び承継分についても文書催告を実施し、回収に努めた。
- また、無資格受診債権に有効な保険者間調整を積極的に債務者に案内する事で、回収率の向上に努めた。
- 28年度の現年度債権の回収率は82.4%であり、27年度の76.9%と比べて5.5P上回った。
- このように、平成28年度は前年度を上回る実績を達成したことから、自己評価は「A」とする。



# 全国健康保険協会業績評価シート(船員保険)

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

#### 【事業計画の達成状況】(事業報告書 P37)

- 保険証回収については、無資格受診等の事由による債権を発生させないように、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても保険証を返却していない方に対して、日本年金機構及び船員保険部から催告文書を送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めた。

催告スケジュール

|                    | 催告実施者  | 実施時期        |
|--------------------|--------|-------------|
| 初回催告               | 日本年金機構 | 喪失処理より2週間以内 |
| 2次催告               | 船員保険部  | 喪失月より1ヶ月後   |
| 3次催告<br>(28年度より実施) | 船員保険部  | 喪失月より2ヶ月後   |

保険証回収率

|        | 27年度  | 28年度             |
|--------|-------|------------------|
| 保険証回収率 | 95.0% | 96.3%<br>(1.3P増) |

- 新たに発生した債権については、文書等による催告を定期的に行い早期回収に努めたほか、支払督促等の実施などにより回収強化に努めた。また、無資格受診における返納金を国民健康保険の保険給付と直接調整する保険者間調整を活用し、確実な債権回収に努めた。

保険者間調整実施状況

| 件数 | 金額         |
|----|------------|
| 5件 | 1,197,871円 |

| 28年度 | 現年度 | 調定額 | 89,661千円  | (27年度:89,167千円)  |
|------|-----|-----|-----------|------------------|
|      |     | 収納額 | 73,885千円  | (27年度:68,583千円)  |
|      |     | 収納率 | 82.4%     | (27年度:76.9%)     |
|      | 過年度 | 繰越額 | 88,092千円  | (27年度:83,397千円)  |
|      |     | 収納額 | 9,447千円   | (27年度:13,060千円)  |
|      |     | 収納率 | 10.7%     | (27年度:15.7%)     |
|      | ※承継 | 繰越額 | 174,313千円 | (27年度:245,546千円) |
|      |     | 収納額 | 707千円     | (27年度:809千円)     |
|      |     | 収納率 | 0.4%      | (27年度:0.3%)      |

※承継は旧社会保険庁分

催告方法及び催告スケジュール

| 債権額   | 1か月後               | 3か月後 | 6か月後              | 6か月以降                          |
|-------|--------------------|------|-------------------|--------------------------------|
| 5万円以上 | 文書催告<br>(無資格受診分のみ) | 文書催告 | 内容証明郵便による<br>文書催告 | 内容証明郵便での<br>最終催告後、<br>法的手続きへ移行 |

# 全国健康保険協会業績評価シート(船員保険)

## 2. 船員保険給付等の円滑な実施

### (8) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

#### 構成員ご意見

- 保険証の回収強化および債権の回収強化に努め、前年度の実績を上回ったことを評価する。
- 現年度債権の回収については、前年度を上回る実績をあげているが、過年度債権の回収率が前年度実績の3分の2であることから、要注意である。
- 資格喪失後の保険証の回収率が高まっていることを評価したい。
- 無資格受診等による債権発生抑制および債権回収に努めていることが認められる。通年度の繰越額の増加に対して対応策を強化することが必要ではないか。
- 昨年度より1.3Pの上昇で努力が認められる。しかしなお一層回収率の向上を望む。離職後の経過時間が長くなれば回収率が急激に落ちることが明らかなので催告のスパンを短くする改正が必要である。

#### 最終評価

**B**

- 保険証の回収強化や債権の回収強化に努め、前年度の実績を上回ったことを認める。
- 繰越額が年々増加していることから、より一層の回収率の向上を図られたい。また、離職後の経過時間が長くなれば回収率が急激に落ちることが明らかであることから、資格喪失日から催告までの期間短縮について検討されたい。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

評価の視点

- 「船員保険データヘルス計画」について、その取組を着実かつ効果的に実施するとともに、その実施状況を踏まえた計画の内容の見直しなどにより、加入者の健康特性に応じた効果的かつ効率的な保健事業の推進を図っているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 船員保険の加入者のメタボリックシンドロームリスク保有者の割合は他の医療保険加入者に比べて高くなっており、健保組合が18.4%なのに対して船員保険は25.1%と約4人に1人が該当しており、医療機関へかかることができない船員ほど、メタボリックシンドロームのリスクを減らす取組みに努めることが必要になる。
- 27年度に実施した「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート調査」の結果では、船員の健康を保持・増進を図る上での課題として、船舶所有者は「運動不足」「食生活」「喫煙」が、被保険者は「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」ことが上位を占めており、船員保険に期待する健康づくりの支援策として「パンフレットや教材等の提供」を希望される方が最も多くなっていた。
- このことから、船員の独特の勤務形態や生活実態を考慮して、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウや船内でもできる体操を紹介する冊子「ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)」を作成し、全被保険者及び船舶所有者へ配付(63,000部)した。  
また、船員保険部のホームページにおいて、船員に向けた健康情報「注目！知っておきたい健康情報」を約半年間にわたって連載するとともに、関係団体の皆様にご協力いただいて機関誌等に「船員のための健康情報」を掲載していただくなど、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に着目した健康情報の広報を実施し、加入者の健康づくりを支援した。
- その結果、「ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)」を送付した際のアンケートでは、約93%の方が「役に立った」もしくは「どちらかという役に立った」との回答をいただけたこと、船舶所有者から約1,100冊の追加発送希望があったことから船員の健康づくりの取組みとして一定の評価をいただくことができた。
- また、PDCAサイクルに則って、毎月、定期的に船員保険データヘルス計画の各種取組み状況の進捗管理を行うとともに、その内容等の見直し(更新)を行い、29年度の事業計画に反映した。
- このように、船員保険データヘルス計画を着実に実施するとともに、アンケート調査による加入者等の意見を踏まえた取組みや、健康特性に応じた取組みを効果的かつ効率的に実施したことから、自己評価は「A」とする。

### 3. 保健事業の推進、強化

#### (1) 保健事業の効果的な推進

##### 【事業計画の達成状況】

##### ＜データヘルス計画の実施＞（事業報告書 P38）

- 加入者におけるメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととした「船員保険データヘルス計画」の実施2年目に当たる28年度は、外部機関等を活用し加入者の健診結果データ・レセプトデータ等の分析体制の強化を図ること、また、メタボリックシンドロームリスク保有率を減少させる取組みを中心に実施した。
- 事業の実施にあたっては、PDCAサイクルに則って、毎月、定期的にデータヘルス計画の各種取組み状況の進捗管理を行うとともに、27年度に行った「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート調査」などの実施結果を踏まえて、28年度の取組内容を見直すなど、効果的な事業展開を図った。

##### ＜レセプトデータ等の収集、分析体制の整備＞（事業報告書 P38）

- 28年度は、健康課題の解決に向けての取組みを推進するため、①健診結果・レセプトデータ等の突合分析、データ分析、②当該分析によって確認される健康課題の整理、③課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案などについて、知見を有する外部機関を活用した分析体制の強化を図った。
- その中で、GIS(地理情報システム)を活用した分析等を行ったところであり、巡回健診のニーズの高い地域に優先的に健診車を配置するなど、当該分析結果を加入者の利便性の向上等に反映していく。

##### ＜メタボリスク保有率の減少を目標とした取組み＞（事業報告書 P38～P40）

- 船員保険の加入者のメタボリックシンドロームリスク保有者の割合は他の医療保険加入者に比べて高くなっており、健保組合が18.4%なのに対して船員保険は25.1%と約4人に1人が該当している。特に航海中すぐに医療機関へかかることができない船員ほど、メタボリックシンドロームのリスクを減らす取組みが大事であり、まずは食事や運動など日頃の生活習慣を健康なものにして病気にならないように一次予防に努めることが必要となる。
- 27年度に実施した「船員保険事業(健康づくりの支援)に関するアンケート調査」の結果では、船員の健康を保持・増進を図る上での課題に関して、船舶所有者では「運動不足」「食生活」「喫煙」が、被保険者では「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」ことが上位を占めており、船員保険に期待する健康づくりの支援策として「パンフレットや教材等の提供」を希望される方が最も多かった。
- これらのアンケート結果を踏まえ、船員の独特の勤務形態や生活実態を考慮して、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウや船内でもできる体操を紹介する冊子「ヘルスコンパス(船員のためのやさしい健康づくり)」を作成し、被保険者及び船舶所有者へ配付した。また、船員保険のホームページにおいて、船員に向けた健康情報「注目！知っておきたい健康情報」を約半年間にわたって連載するとともに、関係団体の皆様にご協力いただいて機関誌等に「船員のための健康情報」を掲載していただくなど、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に着目した健康情報の広報を実施し、加入者の健康づくりを支援した。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

構成員ご意見

- メタボリスク保有者が多いという特徴に着目した取組を継続していることを評価する。また、加入者アンケートを通じて、「ヘルスコンパス」の作成につなげるなど、積極的な取組を評価する。
- 船員の就業環境と生活環境に着目した施策を評価する。
- 被保険者の就労状況等に基づく健康リスクに対応した「船員保険データヘルス計画」の2年目として、多様な事業を展開していることは評価できる。
- GISを活用した分析による対応策やアンケート調査の分析に基づく対応策など多様な保健事業の推進は高く評価できる。それらの効果があがっていくことを期待したい。
- 健康特性に応じた対応についても必要であり、その結果についても記載してはどうか。
- 船員保険独自の冊子ヘルスコンパスは健康に関心を持ってもらう大変良いツールである。船員の健康増進に寄与するものと考え、特殊な環境下での業務に携わる方々の健康意識をデータヘルス計画の中でさらに啓発していくことを望む。

最終評価

**B**

- 被保険者の就労状況等に基づく健康リスクに対応した「船員保険データヘルス計画」の2年目として、GISを活用した分析による対応策やアンケート調査の分析に基づく対応策など多様な事業を展開していることを認める。
- また、メタボリスク保有者が多いという特徴に着目した取組を継続していることを認める。
- 今後は、各健康課題に応じた対応も必要であり、その取組内容、結果の蓄積による効果のパターン化を検討する必要がある。



3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

評価の視点

- 第二期特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上を図るための取組を推進しているか。

【目標指標】

- ・特定健康診査実施率:被保険者 42.5% 被扶養者 24.0%
- ・船員手帳健康証明書データ取得率 38.0%
- ・特定保健指導実施率:被保険者 25.0% 被扶養者8.0%

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 生活習慣病予防健診について実施機関数を拡大するため、協会けんぽで生活習慣病予防健診の実績がある健診機関に対して、生活習慣病予防健診の委託契約の働きかけを行った。その結果、27年度末時点において213機関であった健診機関が、28年度末には244機関まで増加しました。結果として、被保険者の特定健診受診率は、0.5P増加し37.0%となった。
- 被扶養者の特定健診の実施率向上を図るため、今までは被保険者の乗船スケジュールに合わせ、漁協等で巡回健診を実施してきたが、駅周辺などでも実施し、利便性の向上に努めた。  
さらに、受診するためのきっかけとなるよう、無料のオプション検査として血管年齢測定を実施した。結果として、特定健診の受診率は0.4P上昇し17.8%となった。
- 船員手帳の健康証明書データの取得については、船舶所有者に対し、27年度に生活習慣病予防健診を受診しなかった方の健康証明書データを収集し提供していただくよう、文書及び電話勧奨を行い、収集の強化に努めた。結果として、27年度分の手帳データの取得率は、26年度の25.6%から3.0P上昇し、28.6%となった。
- 特定保健指導については、被保険者に関して、新たに特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用した結果、0.7P上昇し14.7%の実施率となった。  
また、被扶養者に関しては、目標値である8%を上回ったものの、対前年比は、3.2P減少し10.6%の実施率となった。
- 広報による取組みについては、協会のホームページ、メールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページ、全被保険者及び船舶所有者にお送りする「船員保険通信」等に健診・保健指導について取り上げ広報を実施した。  
また、年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を船舶所有者を通じて被保険者に配布した。被扶養者に対しては、受診券及び健診の案内パンフレットを自宅(被保険者住所)に直接配布した。  
さらに10月末には、健診未受診者である加入者に受診勧奨文書と併せてがんに対する啓発チラシを送付した。
- このように、28年度は健診委託医療機関の拡充、駅前健診による利便性向上、電話による健診データ収集の勧奨、ホームページやメールマガジンによる広報の強化などの対策を実施した結果、多くの指標で前年度の実績を上回ったことから、自己評価は「A」とする。

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

【事業計画の達成状況】

特定健診及び特定保健指導の実施率向上のため、以下の取組みを行った。

|                         | 27年度             | 28年度             |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 被保険者の健診実施率<br>※( )は前年度比 | 36.5%<br>(0.6P増) | 37.0%<br>(0.5P増) |
| 被扶養者の健診実施率<br>※( )は前年度比 | 17.4%<br>(1.7P増) | 17.8%<br>(0.4P増) |

|                             | 27年度             | 28年度             |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| 被保険者の特定保健指導実施率<br>※( )は前年度比 | 14.0%<br>(0.7P増) | 14.7%<br>(0.7P増) |
| 被扶養者の特定保健指導実施率<br>※( )は前年度比 | 13.8%<br>(1.4P増) | 10.6%<br>(3.2P減) |

※ 被保険者の特定保健指導実施率は、健康証明書データ提供者分を対象者に含んでいません。(28年度分を現在収集中のため)

<健診実施機関数の増加> (事業報告書 P41～P42)

- 生活習慣病予防健診について実施機関数を拡大するため、協会けんぽで生活習慣病予防健診の実績がある健診機関に対して、生活習慣病予防健診の委託契約の働きかけを行った。その結果、27年度末時点において213機関であった健診機関が、28年度末には244機関まで増加した。

|                 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 生活習慣病予防健診実施機関数  | 202機関 | 204機関 | 213機関 | 244機関 |
| 被保険者特定保健指導実施機関数 | 79機関  | 84機関  | 87機関  | 99機関  |

※件数は各年度末時点の状況です。

<巡回健診の利便性向上> (事業報告書 P42)

- 巡回健診は、被保険者の乗船スケジュールに合わせて漁協等を中心に実施し、さらに被扶養者の利便性向上のために駅周辺などでも実施した。その際、健診を受診するきっかけとなるように、無料のオプション検査として血管年齢測定を実施した。

|          | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------|------|------|------|------|
| 巡回健診実施回数 | 315回 | 330回 | 352回 | 346回 |

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

<27年度分の船員手帳健康証明書データの収集> (事業報告書 P42)

- 船員保険手帳健康証明書データの取得については、6月に3,324の船舶所有者に対し、27年度に生活習慣病予防健診を受診しなかった方に対し船員手帳健康証明書データの提出をお願いする文書を送付した。その後、8月に文書による再依頼と電話による提出勧奨も併せて行い取得率の増加に努めた。

|                | 26年度  | 27年度  | 28年度 |
|----------------|-------|-------|------|
| 船員手帳健康証明データ取得率 | 25.6% | 28.6% | 収集中  |

船員手帳健康証明データは、生活習慣病予防健診を受けなかった方の分について提供を依頼するため、年度終了後に収集を行っています。

<広報による取組み> (事業報告書 P42~P43)

- 広報活動として、協会のホームページ、メールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページ、全船舶所有者及び被保険者にお送りする「船員保険通信」、船員保険部で使用する封筒の裏面等に健診・保健指導のご案内を掲載した。
- 28年度中に、生活習慣病予防健診又は特定健診が未受診である加入者に対し、受診勧奨文書と、がんが身近な疾病であることを認識し、がん検診を受けていただくための啓発チラシを10月末に船舶所有者を通じて被保険者あて、被扶養者は自宅(被保険者住所)に送付した。

<特定保健指導> (事業報告書 P43)

- 特定保健指導の実施については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、新たに特定保健指導を全国で実施する外部事業者の活用を開始した。外部事業者が持っているノウハウ等を活用し、未利用者への働きかけを船舶所有者を通じて行った。

構成員ご意見

- 目標指標には達していないが、前年度より伸びているので、一定の評価はできる。引き続き実施率の向上に努めてほしい。
- 目標指標のうち4項目が満たされていないのは改善してほしい。
- 取組が強化されていることは評価できるが、4項目で目標値に達していないことは認めざるを得ない。
- 数値の上では微増だが、徐々に数値が上がることを期待する。検診関連機関も増加傾向にあり、施策の結果が表れている。

最終評価

B'

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施率が4項目とも目標指標には達していないが、前年度より伸びていることは認める。
- 特定健康診査及び特定保健指導の実施率が4項目ともに目標を達成できていない状況を改善できるよう、引き続き、実施率の向上に努められたい。

3. 保健事業の推進、強化

(3) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

評価の視点

- 加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、オーダーメイドの情報提供冊子の送付や地方自治体等が開催するイベント等において取組の発信などを実施しているか。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している

C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価

A

【評価のポイント】

- 加入者に向けた取組みとして、オーダーメイドの情報提供冊子の送付は23年度から継続して実施しており、28年度はこれまで対象としてこなかった健康状態に問題のない方を含む健診を受けたすべての方に、オーダーメイドの情報提供冊子を送付し、生活習慣病の重症化予防や特定保健指導の利用勧奨を行うとともに、健康状態に問題のない方にも生活習慣病に関する知識や予防の重要性などについて、理解を深めていただくため、ポピュレーションアプローチの強化を図った。
- 被保険者に向けた取組みとして、28年度中に受けた船員手帳健康証明書データを提供していただいた2,603名について、上記オーダーメイドの情報提供冊子を送付した。さらに過年度受診分(27年度)の船員手帳健康証明書データを提供していただいた7,913名に「船員手帳の健康証明書の見方」及び歯周病予防、口腔ケアの重要性を解説したパンフレット「歯周病検診で健康づくり」を配付した。
- 船舶所有者に向けた取組みとして、健康づくりに対する理解や意識を高めるため、健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し、健診受診者(35歳以上)が20名以上の船舶所有者を中心に、訪問(16件)及び郵送(100件)による提供を行った。(健診受診者計 4,492名) また、郵送用の健康度カルテは、喫煙者率が高い船舶所有者を対象とし、職場における喫煙対策等についてマンガ形式で読みやすく工夫した「乗組員のこと、考えてみませんか？」を同封し、禁煙に対する取組み促進を行った。
- 船員が研修や会合等で集まる機会に保健師を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を積極的に実施した。年間で26回開催し、1,114名が受講した。
- 直接加入者等と接する機会を設けるため、船員保険として初めて、支部と合同で地方自治体等が開催するイベントに参加し、健康づくり等の取組みをPRした。また、船員災害防止協会と連携し、船員労働安全衛生月間の船員災害防止大会において、船員の健康づくりに関するセミナーを開催し船舶所有者等の健康づくりの支援を行った。
- このように、28年度は健康状態に問題のない方やこれまで接する機会が少なかった加入者等に対する取組みを行い、加入者全体の健康意識の向上を図ったことから、自己評価は「A」とする。



### 3. 保健事業の推進、強化

#### (3) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

##### 【事業計画の達成状況】

##### ＜オーダーメイドの情報提供冊子の配付＞（事業報告書 P44～P45）

- 加入者の健康意識の醸成や生活習慣の改善活動の促進を図るため、23年度より、個々の健診結果に応じた健康状態の説明や食事・運動等に関する生活習慣の改善方法などを掲載したオーダーメイドの情報提供冊子を送付し、自らの健康について考える契機等として活用いただく取組みを行っている。
- 28年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を受診されたすべての方へ以下の4つの行動変容ステージにあわせた情報提供冊子を配付するとともに、船員手帳健康証明書データ(証明日が28年度のものに限る。)の提供があった方についても同様に配付した。

##### 【行動変容ステージ】

- ア. 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診いただきたい方
- イ. 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
- ウ. 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- エ. 糖尿病等の検査数値に問題がない方

【配付状況】28年7月～29年6月に毎月送付  
約17,800部を被保険者宅へ直送。

##### ＜船員手帳健康証明書データの提供者に対する健康づくり支援＞（事業報告書 P46）

- 28年度中に受診した船員手帳健康証明書データを提供してくださった2,603名に、オーダーメイドの情報提供冊子を送付した。
- 27年度中に受診した船員手帳健康証明書データを提供してくださった7,913名に、健康証明書の見方(各検査項目の基準値等)と歯周病予防及び口腔ケアの重要性を解説したパンフレット「歯周病検診で健康づくり」を配付した。

##### ＜「健康度カルテ」を活用した船舶所有者への情報提供＞（事業報告書 P47）

- 船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高めるため、健診結果データに基づき船舶所有者ごとに「健康度カルテ」を作成し、健診受診者(35歳以上)が20名以上いる船舶所有者に訪問(16件)または郵送(100件)による提供を行った。  
郵送用「健康度カルテ」は、喫煙率が高い船舶所有者を対象に、職場等における喫煙対策等について取りまとめた冊子「乗組員の健康のこと、考えてみませんか?」を送付した。  
訪問用「健康度カルテ」の一部は、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについて、アドバイス等を記載した。カルテに記載の項目は次頁の通り。



3. 保健事業の推進、強化

(3) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

【事業計画の達成状況】

健康度カルテの内容

|                        |  |
|------------------------|--|
| 船員の健康リスク               | 血圧や血糖など、メタボの判定基準となる検査項目について、基準値を超えている船員の割合を「リスク保有率」として船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。 |
| 船員の生活習慣                | 健診時の問診結果(食生活・喫煙の有無等)をもとに、健康的な生活を送っている船員の割合を船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。            |
| 保健師のコメント<br>(訪問用カルテのみ) | 上記2つのレーダーチャートをもとに、気になるリスクや生活習慣について、保健師からアドバイスを行う。  |
| 保健指導利用状況               | 健診結果をもとに特定保健指導対象者の割合と保健指導利用者の割合を示し、保健指導の利用を勧める。  |
| 出前健康講座の案内              | 船員等が集まる研修や会合等に保健師を講師として派遣し健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う「出前健康講座」を紹介。(健康経営の取り組みの一つとして役立てていただくため)                 |

<出前健康講座の開催> (事業報告書 P48)

- 船員が研修や会合等で集まる機会に保健師を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を積極的に実施した。

|      | 26年度 | 27年度   | 28年度   |
|------|------|--------|--------|
| 実施回数 | 11回  | 32回    | 26回    |
| 参加人数 | 367名 | 1,526名 | 1,114名 |

<地方自治体・関係団体等が開催するイベントへの参加>  
(事業報告書 P48)

- 船員保険として初めて、直接加入者等と接する機会を設けるため、支部と合同で地方自治体等が開催するイベントに参加し、健康づくり等の取組みをPRした。

【地方自治体等へのイベント参加状況】

|              | 日時       | 出展ブース           | 出展ブース来場者数 | 連携支部 |
|--------------|----------|-----------------|-----------|------|
| 久慈みなと・さかなまつり | 7月31日(日) | 血管年齢測定<br>肌年齢測定 | 約250名     | 岩手支部 |
| 八戸市環境・健康フェスタ | 9月25日(日) | 肺年齢測定<br>肌年齢測定  | 約360名     | 青森支部 |

- 船員災害防止協会と連携し、船員労働安全衛生月間の船員災害防止大会において、船員の健康づくりに関するセミナーを開催し船舶所有者等の健康づくりの支援を行った。

【関係団体等へのセミナー開催状況】

|                | 日時       | テーマ                | 参加人数 |
|----------------|----------|--------------------|------|
| 船員災害防止大会(和歌山)  | 9月5日(月)  | 歯科セミナー・歯科検診        | 約30名 |
| 船員災害防止大会(北陸信越) | 9月12日(月) | 船員のメンタルヘルスセミナー     | 約70名 |
| 船員災害防止大会(四国支部) | 9月15日(木) | 運動セミナー(腰痛・肩こり対策など) | 約80名 |

3. 保健事業の推進、強化

(3) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

構成員ご意見

- 健康度調査やオーダーメイドの情報提供冊子の作成配布、出前健康講座などの実施による加入者の健康増進のための取組を評価する。
- 加入者の健康意識の醸成、生活習慣の改善等に向けた加入者本人の取組を強化するため、独自の工夫を凝らしたさまざまな取組を図っていることを高く評価したい。
- 船員保険においてはオーダーメイドの情報提供冊子の送付という取組やその他こまめな情報提供を行って評価できる。
- 健康の基本である歯周病予防や口腔ケアというテーマについて対策を講じている努力を評価する。
- 出前講座の開催などによる啓発活動も展開しており、その他の取組も継続し拡大させていくことを望む。

最終評価

**B**

- 加入者の健康意識の醸成、生活習慣の改善等に向けた加入者本人の取組を強化するため、オーダーメイドの情報提供冊子の送付や歯周病予防、口腔ケア等のテーマについて対策を講じるなど独自の工夫を凝らしたさまざまな取組を行っていることを認める。
- 今後も引き続き、出前講座の開催などによる啓発活動その他の取組を継続し、加入者の健康増進等を図るための取組の推進に努められたい。

4. 福祉事業の着実な実施

評価の視点

- 船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うなど、福祉事業の着実な実施を図っているか。
- 船員のニーズ等を踏まえた保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図っているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している  
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

- 航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、船舶からの無線による照会に対して医師から応急処置の助言や指示を行う無線医療助言事業や、医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の着実な実施に努めた。
- 保養事業全般について、加入者や船舶所有者等へ「船員保険通信」及び「船員保険のご案内」等において周知するなど、広報に努めた。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、その利用者数が見込み数を大きく下回っていることから、利用促進を図るための改善策を検討し、①利用手続きの煩雑さを少しでも軽減できるよう、船員保険のホームページからの申請を可能とすること、②比較的長期や同一年度内複数回の旅行に対応するよう宿泊数の年度上限を2泊から4泊に見直すこととし、29年度当初から実施できるよう準備を行った。
- このように、28年度においても福祉事業の着実な実施に努めたことから、自己評価を「A」とする。

4. 福祉事業の着実な実施

【事業計画の達成状況】 (事業報告書 P49)

- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努めることができた。
- 保養事業については、加入者や船舶所有者等へ「船員保険通信」及び「船員保険のご案内」等において周知するなど、利用者の増加に向けた広報を行ったことにより、事業の円滑かつ着実な実施に努めることができた。

福祉事業の実績

|                      |            | 27年度   | 28年度   | 増減    |
|----------------------|------------|--------|--------|-------|
| 無線医療助言事業             | 通信数        | 1,074  | 932    | △ 142 |
|                      | 洋上救急医療援護事業 | 15     | 26     | 11    |
| 保養事業                 | 利用宿泊数      | 11,215 | 12,292 | 1,077 |
|                      | 入浴利用数      | 15,752 | 18,358 | 2,606 |
| 契約保養施設利用補助事業         | 利用宿泊数      | 2,735  | 4,500  | 1,765 |
| 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業 | 利用者数       | 753    | 689    | △ 64  |
|                      | 利用宿泊数      | 1,106  | 908    | △ 198 |

構成員ご意見

- 広報活動を行いながら、着実に福祉事業を実施したことを評価する。
- 保養事業および契約保養施設利用補助事業の利用者数が増加しているものの、なお施設の有効活用のために利用促進を図ることが望まれる。
- 船員保険に固有の福祉事業の実施に努めていることを評価する。新たな取組が効果をあげることを期待したい。
- 船員保険の特徴である制度の継続と新しいスキームの構築にも努力を重ねてほしい。
- 保養施設利用補助事業についても将来の財政に大きなリスクを及ぼさない限りメリットの享受が可能な方法を続けていくことが肝要である。

最終評価

**B**

- 広報活動を行いながら、無線医療助言事業等の福祉事業を円滑かつ着実に実施したことを認める。
- 広報誌等により、利用者数の増加に向けた広報活動を行ったことで、保養事業及び契約保養施設利用補助事業の利用者数は増加しているが、施設の有効活用のためにも一層の利用促進を図られたい。